

議案第32号

信託の変更について

上記の議案を提出する。

平成28年2月17日

提出者 墨田区長 山 本 亨

信託の変更について

土地の信託について、下記のとおり変更する。

記

1 信託物件（その1）

- | | | |
|-----------|-----|---|
| (1) 信託の目的 | 変更前 | 賃貸用建物の建築、管理及び運用 |
| | 変更後 | 賃貸用建物の建築、管理及び運用並びに土地及び建物の処分 |
| (2) 信託報酬 | 変更前 | 収受賃貸料の8パーセント相当額 |
| | 変更後 | ① 収受賃貸料の8パーセント相当額 |
| | | ② 信託不動産の売却代金の3パーセントの額に6万円を加えて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額 |
| (3) 信託期間 | 変更前 | 平成元年7月26日から平成43年12月31日まで |
| | 変更後 | 平成元年7月26日から平成43年12月31日まで又は信託不動産の処分が完了したときまで |

2 信託物件（その2）

- | | | |
|-----------|-----|-----------------------------|
| (1) 信託の目的 | 変更前 | 賃貸用建物の建築、管理及び運用 |
| | 変更後 | 賃貸用建物の建築、管理及び運用並びに土地及び建物の処分 |
| (2) 信託報酬 | 変更前 | 収受賃貸料の7パーセント相当額 |
| | 変更後 | ① 収受賃貸料の7パーセント相当額 |

② 信託不動産の売却代金の3パーセントの額に6万円
を加えて得た額に消費税及び地方消費税を加算した
額

(3) 信託期間 変更前 平成2年3月6日から平成43年12月31日まで
変更後 平成2年3月6日から平成43年12月31日まで又は
信託不動産の処分が完了したときまで

(提案理由)

倉持福子氏から遺贈された財産のうち、信託受益権に係る不動産について、将来的に行政財産としての活用が見込みがないため、処分することとし、当該信託を変更する必要がある。

(参考)

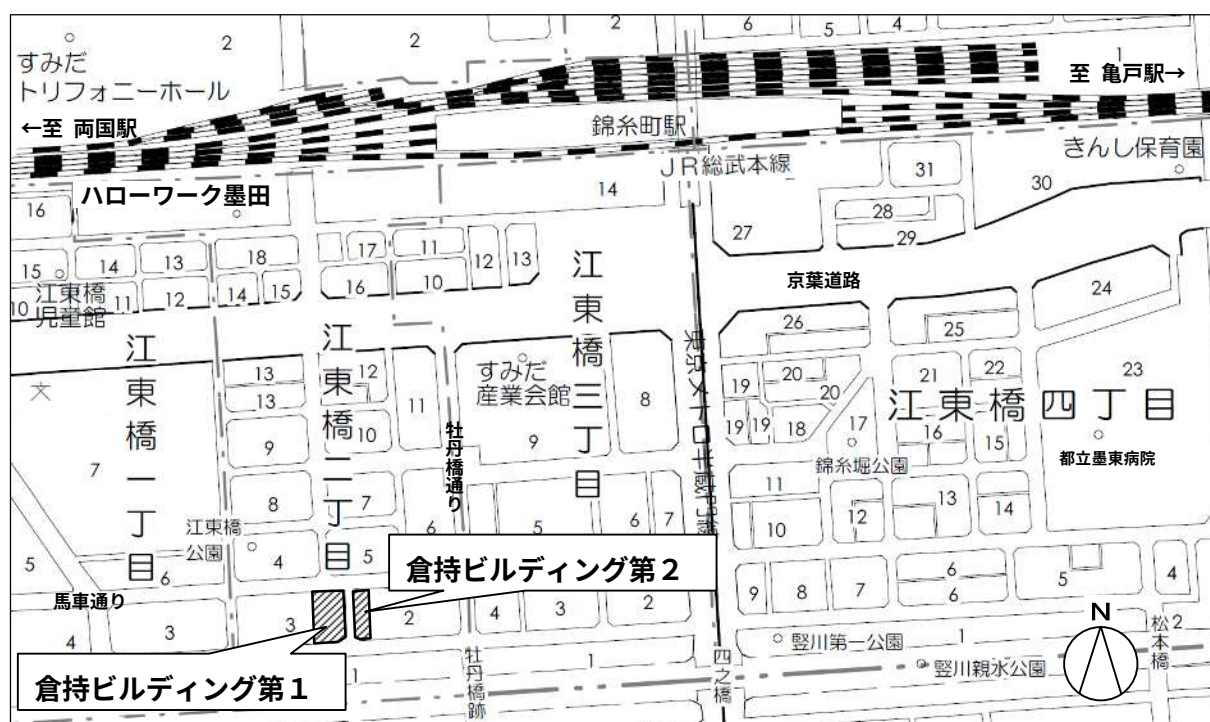
信託に係る不動産の概要

1 信託物件（その1）

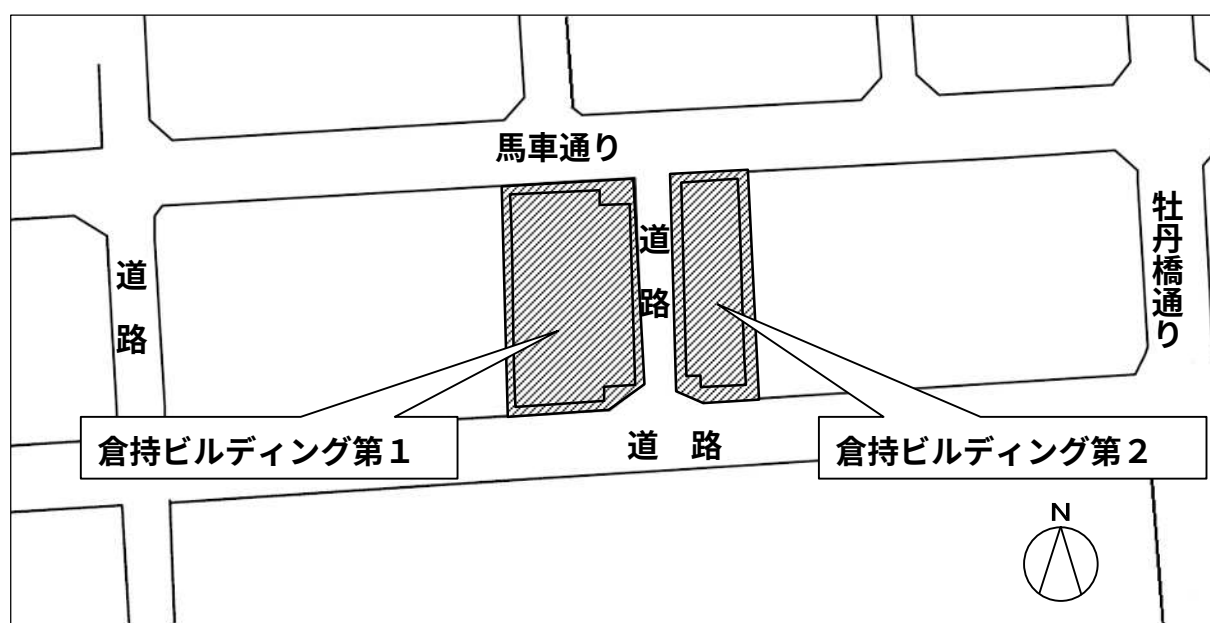
所在地	東京都墨田区江東橋二丁目18番1 (住居表示：東京都墨田区江東橋二丁目3番10号)	
	地目	宅地
土地	地積	756.89平方メートル
	名称	倉持ビルディング第1
建物	種類	事務所、居宅、車庫
	構造	鉄骨造 地下1階、地上9階建
	延べ面積	4,659.78平方メートル

2 信託物件（その2）

所在地	東京都墨田区江東橋二丁目19番6、19番11 (住居表示：東京都墨田区江東橋二丁目2番3号)	
	地目	宅地
土地	地積	429.60平方メートル
	名称	倉持ビルディング第2
建物	種類	事務所、車庫
	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上8階建
	延べ面積	2,566.79平方メートル



案 内 図



配 置 図